

東京都内自治体 公契約条例一覧

更新日：2026年6月9日

			渋谷区	足立区	千代田区	世田谷区	目黒区	新宿区	杉並区	江戸川区	中野区	北区	墨田区	台東区	文京区	品川区	豊島区	大田区	港区	荒川区	
条例制定日			平成24年6月22日	平成25年9月30日	平成26年3月20日	平成26年9月30日	平成29年12月7日	令和元年6月12日	令和2年3月16日	令和3年6月22日	令和4年3月28日	令和4年6月21日	令和5年10月1日	令和5年12月14日	令和6年6月27日	令和6年12月5日	令和7年10月24日	令和8年3月4日	令和8年3月18日	令和8年3月17日	
条例施行日			平成25年1月1日	平成26年4月1日	平成26年10月1日	平成27年4月1日	平成30年10月1日	令和元年10月1日	令和2年8月1日	令和3年10月1日	令和4年4月1日	令和5年7月1日	令和6年4月1日	令和7年4月1日	令和7年4月1日	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和9年4月1日	令和9年4月1日（一部）	
条例の目的規定			①公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働条件を確保 ②事業の質の向上 ③区民が安心して暮らすことができる地域社会の実現。	①公正、公平な入札・契約制度を確立 ②安全かつ良質な事務、事業執行を確保する ③地域経済の活性化と区民福祉の向上に寄与すること	①請負契約等に基づく業務及び指定管理者に行わせる施設管理において、当該業務に従事する者の適正な労働環境を確保。 ②社会経済の健全な維持発展。 ③公共工事及び公共サービスの質の確保及び向上に資する。	①公契約において適正な入札等を実施。 ②公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保。③事業者の経営環境の改善。④公契約に係る業務の質の確保。⑤区内産業の振興及び地域経済の活性化。⑥区民の生活の安全安心及び福祉の増進を図る。	①適正な労働条件を確保することにより、優れた人材を確保できる環境の整備及び公契約の適正な履行の確保を図る。 ②区民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与する。	①区及び公契約の相手方となる者が対等な立場と信頼関係に基づき締結する公契約において果たすべき責務等を定める。 ②公平かつ公正な入札等の制度を確立し、公契約に従事する労働者等の適正な労働条件を確保する。③区民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与する。	①公共工事等の入札、契約等の適正化及びその業務に従事する労働者等の適正な労働環境の整備を推進。②地域経済の活性化及び区民の福祉の増進に寄与。	①公契約に係る業務に従事する労働者等の賃金水準等を含めた適正な労働環境等の確保等について定めることにより公契約の公正かつ適切な運用を推進。 ②区民の福祉の増進及び地域社会の健全な発展に寄与。	入札、契約の適正化、労働者等に係る適正な労働条件確保・履行・品質確保並びに、公契約の適正な履行及び寝室の確保を図る。	①良質な区民サービスの確保。②労働者等の適正な労働条件の確保及び安全な労働環境の整備を図る。③区内の事業者の受注の機会を確保し、その育成を図る。④公契約に係る手続きの透明性を確保し、公正な競争を促進する。⑤談合その他の不正行為の排除を徹底。	優れた人材を確保することができる環境の整備をはかる。区民福祉の向上、地域社会の持続的な活性化に寄与すること。	公平かつ公正な入札等の制度の確立、契約等の適正化及び労働者等の適正な労働環境の整備を推進し、 ③地域経済の活性化及び区民の福祉の増進に寄与する。	①入札・契約の適正化及び労働者の適正な労働環境の整備 ②公共工事及び公共サービスの品質確保 ③地域経済の活性化及び区民の福祉の増進に寄与。	①入札・契約の適正化及び労働者の適正な労働環境の整備 ②公共工事及び公共サービスの品質確保 ③地域経済の活性化及び区民の福祉の増進に寄与 ④持続可能な社会の実現 ⑤地域経済の活性化および区民の福祉の増進に寄与	①公共工事等の品質確保②労働者等の賃金引き上げとダンピング防止③労働者等の労働環境確保④区民の福祉の増進及び地域経済の活性化	①基本方針並びに区及び受注者の責務を定め ②公契約に係る入札、契約等の適正化及び労働者等の適正な労働環境の整備を推進 ③公契約の適正な履行及び良好な品質の確保 ④持続可能な社会の実現 ⑤地域経済の活性化及び区民の福祉の増進に寄与	①公契約に関する基本的事項を定めることにより、公平かつ公正な入札等の制度を確立し、 ②公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働環境の整備を推進するとともに、 ③公契約の適正な履行及び良好な品質の確保を図り ④もって区民福祉の増進及び地域経済の活性化に寄与	①入札、契約等の適正化②労働者等の適正な労働環境の整備③公契約の適正な履行及び良質な品質の確保④区民の福祉の増進、地域経済の活性化及び持続可能な社会の実現	
			【主な項目】 ○労働条件の確保 ○地域経済の活性化 ○住民福祉の向上 など																		
地域経済の活性化に関する規定内容			労働者の適正な労働条件の確保、事業の質の向上を図り、区民が安心して暮らせる地域社会の実現。	【区の責務】 区内事業者が積極的に競争に参加できる仕組みを作る	公共工事及び公共サービスの質の確保及び向上	【区長の責務】 区内に事業所等を有する事業者の育成及び経営環境の改善に努める	【基本方針】 区内事業者の受託、区内の者の従事する機会を確保するよう努める	【基本方針】 区内事業者の受託、区内の者の従事する機会を確保するよう努める	区内事業者の受注機会確保。談合その他の不正行為の排除。労働者の適正な労働条件確保。地域経済の活性化及び区民の福祉の増進に寄与。	【基本的施策】 区は地域経済の活性化及び労働環境の確保に寄与するようにするため、必要な措置を講ずるものとする	地域経済の活性化及び区民の福祉の向上に寄与することを目的とする	公契約の適正な履行及び公共工事等の品質の確保を図り、地域経済の活性化及び区民の福祉の増進に寄与すること。	区内企業の受注機会（資材等の調達を含む）の確保及び地域社会の活性化に配慮したものをえなければならない。	①区内事業者の受注機会確保及び育成。 ②談合その他の不正行為の排除。 ③品質確保と適正価格の調達。	持続可能な地域経済の実現に資するよう努める。社会的責任、法令遵守、労働者の適正な労働条件・環境の整備に努める。	受注者は公契約に係る業務の一部を他の事業者に請け負わせ、又は委託しようとするときは、区内の事業者に当該公契約に係る業務の一部を請け負わせ、又は委託するように努めなければならない	【基本方針】 ①公正競争促進。 ②不正行為を排除 ③区内事業者の受注機会を確保 ④労働者等の適正な労働条件確保、労働環境の整備 ⑤良質な区民サービスの提供に寄与	【基本方針】 ①適正な履行・品質を確保。②手続の透明性、公正な競争促進。③不正行為を排除。④区内の事業者の受注機会確保、地域経済の活性化。⑤適正な労働条件確保、労働環境整備に配慮。⑥区と受注者との対等な関係に基づき公契約に係る制度を適正に運用すること。	【基本方針】 ①適正な履行・品質を確保。②手続の透明性、公正な競争促進。③不正行為を排除。④区内の事業者の受注機会確保、地域経済の活性化。⑤適正な労働条件確保、労働環境整備に配慮。⑥区と受注者との対等な関係に基づき公契約に係る制度を適正に運用すること。	【基本方針】（4）区内の事業者の受注の機会を確保するよう努めること	
対象契約	工事・製造請負		①1億円以上 ②区長が特に必要と認める工事	1億8千万円以上	1億円以上	3千万円以上	5千万円以上	2千万円以上	5千万円以上	1億8千万円以上	1億8千万円以上	9千万円以上	1億円以上	1億円以上	1億円以上	1億円以上	1億8千万円以上	9千万円以上	1億8千万円以上	200万円以上	1億円以上
	委託等		1千万円以上	9千万円以上	2千万円以上	2千万円以上	1千万円以上	1千万円以上	1千万円以上	4千万円以上	1千万円以上	2千万円以上	2千万円以上	1千万円以上	1千万円以上	2千万円以上	1千万円以上	2千万円以上	100万円以上	1千万円以上	
	指定管理		一部対象	一部対象	対象	2千万円以上	一部対策	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	一部対象	対象	一部対象	対象	対象	対象
条例の内容範囲	資金台帳の提出		台帳作成と報告	台帳作成と報告	規則で定めるところにより報告(台帳)	雇用契約の締結状況、資金等の支払状況等をチェックシート方式で提出	台帳作成と報告	雇用契約の締結状況、資金等の支払状況等をチェックシート方式で提出	雇用契約の締結状況、資金等の支払状況等をチェックシート方式で提出	労働環境を確認するための書面作成と報告・チェックシート	チェックシート方式	チェックシート方式	チェックシート方式	チェックシート方式	チェックシート方式	チェックシート方式	チェックリスト方式	チェックシート方式	今年度から	今年度から	今年度から
	受注者の連帯責任		○	○	○	—	○	—	○	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○
	立入調査		○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	是正措置		○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	契約解除		○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	違約金		○	○	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	損害賠償請求公表		○	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
労働報酬下限額	工事	熟練	設計労務単価90% ※昨年までは前年度の設計労務単価の90%	設計労務単価90% ※昨年までは前年度の設計労務単価の90%	設計労務単価90%	設計労務単価85%	設計労務単価90%	設計労務単価90%	設計労務単価90%	設計労務単価90%	設計労務単価90%	設計労務単価90%	設計労務単価90%	設計労務単価90%	設計労務単価90%	設計労務単価90%	設計労務単価90%	※2025.5～適用 設計労務単価90%	今年度から	今年度から	今年度から
		熟練以外	1,637円 (軽作業員の70%)	1,637円 (軽作業員の70%)	設定なし	1,870円 (軽作業員の80%)	1,637円 (軽作業員の70%)	工事の未熟練工の区分けは2026年度から廃止	1,637円 (軽作業員の70%)	1,637円 (軽作業員の70%)	1,637円 (軽作業員の70%)	1,637円 (軽作業員の70%)	1,637円 (軽作業員の70%)	1,637円 (軽作業員の70%)	1,754円 (軽作業員の75%)	1,637円 (軽作業員の70%)	1,637円 (軽作業員の70%)	※2025.5～適用 1,637円 (軽作業員の70%)	今年度から	今年度から	今年度から
	委託	主な勘案基準	行政職（二）1-19	会計年度任用職員給与	行政職（二）1-19	行政職（一）1-15	会計年度任用職員給与 ※対象は別シート 職別欄の2職種	行政職（二）1-19	会計年度任用職員給与	会計年度任用職員給与【用務】	会計年度任用職員給与	会計年度任用職員給与	会計年度任用職員給与	会計年度任用職員給与	会計年度任用職員給与	東京都最低賃金及びその他公的機関が定める基準等	地域別最低賃金 行政職給料表（二）	先行区R7年平均額（1,367円）に最賃上昇率（5.4%）を乗じた額	今年度から	今年度から	今年度から
		R8	1,610円	1,483円 保育士+100円	1,465円	1,610円	1,496円	1,573円	1,500円	1,480円	1,510円	1,496円	1,486円	1,501円	1,480円	1,500円	※2025.5～適用 1,500円	—	—	—	
		R7	1,426円	1,350円 保育士+100円	1,335円	1,460円	1,298円	1,438円	1,400円	1,350円	1,380円	1,368円	1,349円	1,323円	1,295円	—	—				
		R6	1,240円	1,219円 保育士+100円	1,200円	1,330円	1,191円	1,245円	1,231円	1,220円	1,310円	1,191円	1,210円	—	—	—	—				
		R5	1,172円	1,130円 保育士+100円	1,129円 (職種別に設定)	1,230円	1,110円	1,202円	1,138円	1,120円	1,170円	1,147円	—	—	—	—	—				
		R4	1,127円	1,094円 保育士+100円	1,104円 (職種別に設定)	1,170円	1,100円	1,080円	1,093円	1,080円	—	—	—	—	—	—	—				
		R3	1,122円	1,094円 保育士+100円	1,095円 (職種別に設定)	1,130円	1,080円	1,050円	1,083円	1,050円	—	—	—	—	—	—	—				
	指定管理		同上	委託と同額	同上	同上	同上	同上	同上	同上(例外あり)								同上			
その他		傍聴OK 例年3月に下限額を議論。	傍聴OK	傍聴OK	傍聴不可	傍聴OK（R6年第2回～）	傍聴OK	傍聴OK	傍聴不可	傍聴OK	傍聴OK	傍聴OK	傍聴OK	傍聴OK	傍聴OK		傍聴OK				

多摩市	国分寺市	日野市	立川市	三鷹市	府中市
平成23年12月22日	平成24年6月28日	平成30年3月31日	令和7年9月29日	令和7年12月19日	令和8年3月13日
平成23年	平成24年	平成30年	令和8年4月1日	2026/4/1（一部）	令和9年4月1日（一部）
①適正な労働条件等を確保し、もって労働者等の生活の安定を図る。 ②公共工事及び公共サービスの質の向上に資するとともに、地域経済及び地域社会の活性化に寄与。	市政及び地域社会の発展に寄与する。	①公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境の確保。 ②事業者の経営環境の維持改善。 ③公共工事及び公共サービスの質の向上。 ④地域経済の活性化と市民の福祉の向上に寄与する。	①適正な入札、契約等の実施、 ②労働者等の適正な労働環境の整備、 ③事業者等の発展、 ④公共工事及び公共サービスの品質の確保、 ⑤地域経済の活性化及び公共的・社会的利益につなげる	①市及び受注者の責務を明らかにし、受注者・市内業者の経営環境に配慮した取り組みの推進、 ②労働者等の適正な労働環境整備の推進、 ③公契約の適正な履行、 ④上記により公共サービスの質の向上を図り、市民の福祉の増進に寄与する。	①労働者等の適正な労働環境の整備 ②地域経済の活性化 ③市民の福祉の増進
目的と同様	【市の責務】 地域経済の活性化が図られるよう努める。	【市の責務】 市内事業者が積極的に競争に参加できる仕組みを作る	①市内事業者の公契約を受注する機会の確保、2市と受注者との対等な関係に基づく制度の適正運用、継続雇用の努力義務、などを規定。	①市内事業者の受注機会確保と活用、事務負担の軽減、②市と受注者の対等な関係、③市は目的達成のため広く市民に趣旨普及に努める。④継続雇用努力義務	〔基本方針〕(4) 市内の事業者が公契約を受注する機会の確保に努めること
5千万円以上	9千万円以上	1億円以上	1億5千万円以上	5千万円以上	1億円以上
5千万円以上	1千万円以上	①学校給食:全校対象 ②2種:3千万円以上	1千万円以上(6業種)	2千万円以上	1千万円以上
一部対象	1千万円以上	対象外	対象	対象	1千万円以上
台帳の作成と報告	台帳の作成と報告	台帳の作成と報告	チェックシート方式	今年度から	今年度から
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○
—	—	—	○	○	○
前年度(令和7年度) 設計労務単価の90%	設計労務単価90%	設計労務単価85%	設計労務単価85%	今年度から	今年度から
1,485円 (前年度の軽作業員に90%×70%) ※熟練工以外は各職種で総労働時間の2割まで	設定なし	※熟練以外の設定はないが、軽作業員は全体の3割未満まで	1,637円 (軽作業員の70%)	今年度から	今年度から
最賃見込額+α	最賃見込額+α	最賃見込額+α ※対象は別シート 職別欄の3職種	所管ハロワの運搬・清掃職の上限下限平均値に最賃引上げ額を加算	今年度から	今年度から
1,315円	1,323円 (業種別に設定)	1,320円	1,320円	—	—
1,239円 (業種別設定あり)	1,223円 (業種別に設定)	1,238円	—	—	
1,169円 (業種別設定あり)	1,139円 (業種別に設定)	1,169円	—	—	
1,109円 (業種別設定あり)	1,109円 (業種別に設定)	1,110円	—	—	
1,075円 (業種別設定あり)	1,064円 (業種別に設定)	1,075円※新設	—	—	
1,046円 (業種別設定あり)	036円(業種別に設定)	対象外	—	—	
同上	同上	対象外	同上	確認中	
傍聴OK ※前年設計労務単価基準の理由は3月まで	傍聴不可	傍聴OK	傍聴OK	確認中	